

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年5月22日答申分

○答申の概要

| | |
|--------------------|----|
| (1)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800021号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900001号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和35年3月1日から同年10月1日まで
② 昭和35年11月1日から昭和36年8月1日まで
③ 昭和37年1月1日から同年12月15日まで

請求期間①、②及び③において、知人の紹介で、B県のCでA社が施工していた水力発電所のダム建設工場の現場で働いていた。請求期間①は同社のD班でE発電所、請求期間②及び③は同社のF班でG発電所の工事に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。

昭和35年及び昭和37年に、A社からもらった健康保険証を医療機関で使用したことを記憶しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、請求期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③(以下「請求期間」という。)について、i) A社は、「当社は、昭和33年7月から昭和35年9月までの期間においてE発電所の建設工事、同年7月から昭和38年2月までの期間においてG発電所の建設工事を施工していた。D班及びF班は、当該二つの建設工事において当社の工事を行っていた。」旨回答していること、ii) 同社C作業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が、「請求者が勤務していたことを覚えている。」旨回答していること、iii) 請求者が、同作業所に係る同被保険者記録が確認できる複数の同僚を記憶していることから判断すると、期間の特定はできないものの、請求者が同社の建設工事に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「請求者が当社に在籍していた記録は確認できない。D班

及びF班は当社の下請事業所の前身であるが、当該二つの班の作業員について、当社が直接雇用していたかどうか、並びに厚生年金保険及び当社が加入しているH国民健康保険組合への加入の取扱いは不明である。」旨回答している。

また、請求期間において、A社及び同社C作業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの、請求者の厚生年金保険料の控除について確認できない上、請求者が、仕事内容や雇用形態が同じだったとして名前を挙げた複数の者についても、同社及び同作業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A社及び同社C作業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の氏名等は確認できず、請求期間における健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。